

山口県生協連 ニュース vol.239

発行：山口県生活協同組合連合会
〒753-0083 山口市中後河原 210
TEL：083-923-5614 FAX：083-928-5416
E-mail：yken.ccu@smile.ocn.ne.jp
<http://yamaguchi-kenren-coop.jp/>

2022 年 3 月 31 日発行

第2回山口県生協連役職員研修会開催報告

日 時 : 2022 年 2 月 17 日 (木)
場 所 : コープやまぐち本部研修室
時 間 : 13:00~14:30
参加者 : 55 名 (web 参加者含む)
演 題 : 「日本国憲法と改正論議について」
講 師 : 日本生活協同組合連合会
組織推進本部 社会・地域活動推進部 組合員活動グループ
百瀬 紋乃氏

コロナ感染拡大防止のため Zoom による配信もおこないました。
講師の百瀬さんにも Zoom を使って講演していただきました。

研修に先立って、生協連の岡崎会長理事が挨拶をしました。

「世界は激動の時代といってもいいほど大変な状況で、様々な格差、差別、分断危機も叫ばれています。各地でおこっている紛争も目が離せない状況。国内外のさまざまな問題に対処するため、政治的改革を進めたい、そういう思惑から憲法論議が始まっています。私たちは、政治の動きに翻弄されず、自分達の将来をしっかりと見据えて今の時代を生き抜き、私たちの暮らしを守っていくことが大切になります。さまざまな論議を注視しながら自分の意見を持って今後の動きに対処していくことが望まれます。憲法とは何か？今問題になっていることは何か？基礎的な知識を深めながら自己学習に役立ててもらうきっかけになってほしいと思います。」

百瀬さんから、今回の学習会が、憲法についてもっと知りたい！学びたい！のきっかけになればと言われ、「憲法について学び、考えよう」というテーマで話しをされました。



「日本国憲法というルールを守らなければならないのは誰でしょう？」というクイズから始まり、憲法は権力者が守るべきルールであることを説明され、まず憲法の基本について話しをされました。次に、メディアでたびたび取り上げられている憲法改定について、どのような手続きが必要なのか、国民投票に至までの流れを説明され、改定論議がおきる理由なども話されました。最後に自民党の改定案をもとにした憲法改定の4つの論点【 1：憲法第9条の改定（自衛隊の明記） 2：緊急事態条項の創設 3：参院選挙区の合区解消 4：教育関連 】についてそれぞれ改憲案や懸念されることなどを説明していただきました。講演の終わりに「憲法をよくするのも、悪くするのも私たち次第」「憲法について自分の考えや想いをしっかりと持ちましょう！」と締めくくられました。

憲法学習会を過去に何度か受けたことがある人、初めてきちんと憲法について学んだ人など様々な立場での研修会でしたが、改めて憲法について学び、考え、自分の意見を持つきっかけになる研修となりました。



【参加者の感想】

- ◆初めて憲法学習会に参加させてもらった。日頃憲法について考えたことはなかったので、改めて関心を持たなければと思う良いきっかけとなった。憲法や政治についても関心を持ち自分の想いもしっかり持っていきたい。
- ◆ニュース等でさわりだけ知ること多いが、改めて今の改憲に向けての動きの内容が知れて良かったし、憲法は何のためにあるのかを考えさせられるきっかけとなった。
- ◆私たちの生活の根幹にある憲法の意義についてちゃんと考えなくてはいけないはずなのに、なかなか普段の生活では考えることがありません。何のために憲法があるのか、自分たちの生活にどうかかわっているのかを今一度考える機会となりました。憲法改正論議が盛り上がった時に、きちんと判断でき国民投票に参加できるようにしておかなくてはいけないと思いました。



第 10 回監事・監事スタッフ研修会を開催

この研修会は今年度で 11 回目となります。この間の研修では監事の役割や監査内容や具体的な監査方法について実施してきました。

年に 1 回しか監事研修は実施していないことから、今回の研修でも監事監査の基本的な流れと内容について学ぶとともに、生協運営に関係する法改正等の情報を学ぶことを重点にしました。またコロナウイルス感染対策のため講師には Web でご説明をして頂き、Web 参加もできるようにしました。

日 時 2022 年 1 月 21 日（金） 13 時～16 時
会 場 コミュニティーセンター「はあもにい〜♪」
講 師 日本生活協同組合連合会 総合マネジメント本部
法務部 部長スタッフ 宮部 好広 氏
参加者 4 生協 7 名 （web 参加 2 名）
概 要 （研修内容）
① 生協運営、監査に係る法改正等の情報
② 期末監査と監査報告書作成のポイント。
③ 質疑・交流

◆消費者ネットやまぐち講座紹介◆◆

★高齢化を背景として、架空請求や悪質商法などの消費者被害に遭う可能性が高い「見守りが必要な方」が増加しています。山口県の委託事業として、1 月と 2 月に**高齢消費者被害防止見守りセミナー**を美祢市、長門市、下関市、光市で開催しました。（下関市と光市は Web 開催）

テーマ 「見守りのポイント～地域の安全をみんなで守る～」
講 師 金融広報アドバイザー、消費生活アドバイザー 岡本浩司氏 に講演していただきました。



★インターネットの普及に伴い、架空請求や悪質商法などの消費者被害が多発しています。

最近、高齢者だけでなく幅広い世代でインターネットの詐欺被害が発生しています。被害を防止するには、どんな詐欺の手口があるのかを学習し、あわてないで対処できる知識や解決方法を身に付けていくことが大切です。

2022年3月24日（木）14：00～15：30

KDDI 維新ホールにて

山口県警察本部生活安全部生活環境課の三浦 展裕氏に「サイバー犯罪の現状と対策について」講演していただきました。



山口県ユニセフ協会からのお知らせ。

東部ヨーロッパに位置するウクライナでは、2022年2月から続く緊張状態、および8年にも及ぶ東部の紛争によって、750万人の子どもたちの命と生活が差し迫った脅威にさらされています。危機の中でも、ユニセフはウクライナ国内に留まり、子どもたちと家族のための支援活動を継続するとともに、周辺国に避難しているウクライナ難民支援も強化しています。

ウクライナの子どもたちの命を守るためのご寄付にご協力ください。

ウクライナ緊急募金

全国の郵便局窓口からもご送金いただけます。

郵便局（ゆうちょ銀行）募金口座

振替口座：00190-5-31000

口座名義：公益財団法人 日本ユニセフ協会

*通信欄に「**ウクライナ緊急募金 K1-350**」と明記願います。

*窓口での振り込みの場合は、送金手数料（現金でのお支払い時の加算料金
ならびに硬貨取扱料金含む）が免除されます

日本ユニセフ協会HPでの募金につきましては、クレジットカード/コンビニ払い/インターネットバンキング/Amazon Pay/携帯キャリア決済でもお受けすることが可能です。

公益財団法人 日本ユニセフ協会への寄付金には、特定公益増進法人への寄付として、所得税・法人税等の税制上の優遇措置があります。

また一部の自治体では、個人住民税の寄付金控除の対象となります。

日本ユニセフ協会 HP より

山口県ユニセフ協会でも募金の受付をしています。



♪今後の行事予定♪

- 4月19日 : 2021年度監事監査・第5回理事会
- 5月13日 : 第6回理事会
- 6月21日 : 第73回通常総会

